

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第1部会（第9回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月4日（火） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案3件（新規3件）、国民年金に係る事案3件（継続2件、新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第10回）は3月13日（木）13時30分から、次々回（第11回）は3月19日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第2部会（第9回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月4日（火） 9時30分から12時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、十二里委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案7件（継続4件、新規3件）、国民年金に係る事案6件（継続1件、新規5件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、3件の申立てを認め、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第10回）は3月12日（水）13時30分から、次々回（第11回）は3月18日（火）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第2部会（第10回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月12日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 ピアザ淡海 302会議室
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案5件（継続2件、新規3件）、国民年金に係る事案12件（継続9件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第11回）は3月18日（火）13時30分から、次々回（第12回）は3月26日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第1部会（第10回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月13日（木） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案5件（継続5件）、国民年金に係る事案10件（継続4件、新規6件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）審議の結果、厚生年金事案について、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

（4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第11回）は3月19日（水）13時30分から、次々回（第12回）は3月27日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第2部会（第11回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月18日（火） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案5件（継続3件、新規2件）、国民年金に係る事案6件（継続3件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第12回）は3月26日（水）13時30分から、次々回（第13回）は4月2日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第1部会（第11回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月19日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員5名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案6件（継続4件、新規2件）、国民年金に係る事案4件（継続2件、新規2件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

（4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第12回）は3月27日（木）13時30分から、次々回（第13回）は4月3日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第2部会（第12回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月26日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案5件（継続3件、新規2件）、国民年金に係る事案7件（継続4件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、3件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第13回）は4月2日（水）13時30分から、次々回（第13回）は4月9日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第1部会（第12回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月27日（木） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが21 3階 ミーティングルーム1
（大津市におの浜1丁目1番20号 Tel：077-527-3311）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員
（滋賀行政評価事務所）小室所長
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案4件（継続3件、新規1件）、国民年金に係る事案5件（継続2件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。

（4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第13回）は4月3日（木）13時30分から、次々回（第14回）は4月10日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）